

令和2年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書の送付について

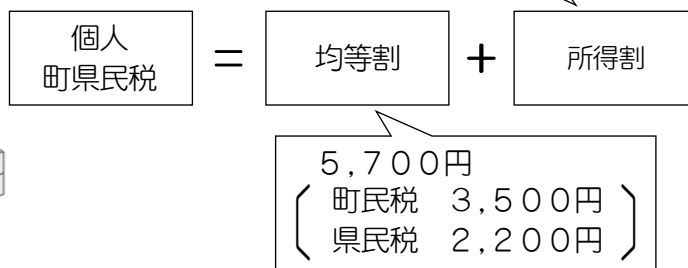
令和2年度の個人町県民税の年税額が決定いたしましたので、6月中旬に発送する「町民税・県民税 税額決定・納税通知書」にて通知します。給与もしくは公的年金から個人町県民税が天引きされる方は「特別徴収税額の決定通知書」にて通知します。なお、給与から個人町県民税が天引きされる方につきましては、勤務先を通じて交付されます。

●税額の計算

個人町県民税は、一定の所得金額を超える方に定額で課税される均等割額と所得金額に応じて課税される所得割額の合計です。



$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} (\%) - \text{税額控除額} \\ \times \text{町民税} 6\% + \text{県民税} 4\%$$



●町県民税が課税されない人

均等割・所得割とも非課税 (全部非課税)	均等割が非課税	所得割が非課税
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている方 障がい者・未成年者(既婚者を除く)寡婦・寡夫で前年の合計所得が125万円以下の方(給与収入の場合:204万4千円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> 扶養がない場合 前年中の合計所得金額が28万円以下の方(給与収入の場合:年収93万円以下) 扶養がいる場合 前年中の合計所得金額が『28万円×(本人+配偶者+扶養親族数)+17万円』以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 扶養がない場合 前年中の合計所得金額が35万円以下の方(給与収入の場合:年収100万円以下) 扶養がいる場合 前年中の合計所得金額が『35万円×(本人+配偶者+扶養親族数)+32万円』以下の方

【Q&A】

Q1. 今年働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか？

A1. 前年中(1~12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2. 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか？

A2. 令和2年1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。新しい住所地では課税されません。

Q3. 今年の2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか？

A3. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある方に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただく必要があります。

Q4. 町県民税と所得税で所得控除額に違いがありますか？

A4. 町県民税と所得税で人的所得控除額が異なります。ただし、税源移譲(国から地方への税金の移し替え)に伴い生じる町県民税と所得税の人的控除額(基礎控除・扶養控除など)の差に基づく税額の負担増を調整するために調整控除が適用されます。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎669122

平成31(令和元)年度 個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、町民の皆さんが自己の個人情報について、開示、訂正等を請求する権利を保障する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成31(令和元)年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 497件
- ②個人情報開示請求の状況

開示請求 件数	決定内容				審査請求
	開示	部分開示	不開示	不存在	
5	4	1	0	0	0

※開示請求は、町長部局5件、教育委員会0件、水道事業0件、下水道事業0件です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件



▶問い合わせ先＝総務課 総務人事係 ☎569116

平成31(令和元)年度 情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんが町の保有する情報(公文書)の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成31(令和元)年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の請求内容等は次のとおりです。

請求件数	決定内容				審査請求
	公開	部分公開	非公開	不存在	
21	15	5	0	1	0

※請求は、町長部局18件、教育委員会0件、水道事業1件、下水道事業2件です。



日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店 海老原善次商店

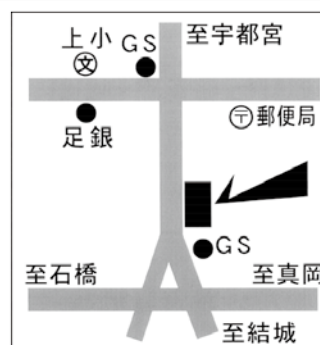
商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。